

電子的診療情報連携体制整備加算について

公立那賀病院では電子的診療情報連携体制整備加算について、以下の通り対応を行っています。

1. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等において閲覧できる体制を有しております。
2. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それらを活用して診療を行っています。
3. 医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書につきましては、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、ブロック受付または中央会計窓口にてその旨をお申し出ください。

公立那賀病院
作成：医事課 施設基準